

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和8年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)等の規定に基づき、各種申請・届出に伴う対象者の資格管理、現況届受付、支払管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童扶養手当の認定請求の受理及び審査 ②児童扶養手当手当額改定請求の受理及び審査 ③児童扶養手当の届出の受理及び審査 ④児童扶養手当受給者の現況届の受理及び審査 ⑤児童扶養手当受給者の支払情報の管理 ⑥児童扶養手当受給者世帯の情報照会
③システムの名称	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部子育て支援課 TEL 0979-22-1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部子育て支援課 TEL 0979-22-1141
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会の際は4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管および個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中津市情報セキュリティポリシーにより、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ対策等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 為末 奈津美	子育て支援課長 栗山 昌也	事後	所属長の移動に伴い修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 栗山 昌也	子育て支援課長 上家 しのぶ	事後	所属長の移動に伴い修正
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成30年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日	平成30年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託しない	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 8.監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IV リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 上家 しのぶ	子育て支援課長	事後	所属長氏名の記載廃止に伴い修正
令和2年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第12条、第19条、第31条、第35条、第36条及び第44条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の57の項 ・別表第二省令第31条	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87及び116の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の57の項 ・別表第二省令第31条	事後	法令上の根拠規定の記載内容誤りに伴い修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	0979-22-1111	0979-22-1141	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和5年5月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①児童扶養手当の認定請求の受理及び審査 ②児童扶養手当手当額改定請求の受理及び審査 ③児童扶養手当の届出の受理及び審査 ④児童扶養手当受給者の現況届の受理及び審査 ⑤児童扶養手当受給者の支払情報の管理 ⑥児童扶養手当受給者世帯の情報照会	①児童扶養手当の認定請求の受理及び審査 ②児童扶養手当手当額改定請求の受理及び審査 ③児童扶養手当の届出の受理及び審査 ④児童扶養手当受給者の現況届の受理及び審査 ⑤児童扶養手当受給者の支払情報の管理 ⑥児童扶養手当受給者世帯の情報照会	事後	再評価に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー	1 福祉総合システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	事後	マイナポータルびつりサービスによる電子申請実施に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37、101の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条、第74条	事後	公金受取口座運用開始に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(情報提供の根拠) ・番号法別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87及び116の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第12条、第19条、第31条、第35条、第36条及び第44条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の57の項 ・別表第二省令第31条	番号法第19条第8号(情報提供の根拠) ・番号法別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の57、121の項 ・別表第二省令第31条、第59条の4	事後	公金受取口座運用開始に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	中津市福祉部子育て支援課	中津市健康福祉部子育て支援課	事後	組織改編に伴い、修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	様式	旧様式による記載	新様式に変更 リスク対策に判断の根拠を追加	事後	様式変更
令和7年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当ファイル	児童扶養手当受給者台帳ファイル	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37、101の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条、第74条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表56の項	事後	再評価に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の57、121の項 ・別表第二省令第31条、第59条の4	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和8年6月9日	II しいき値判断項目 1. 対象者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象者数算出時点の更新)
令和8年6月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)